

議 事 録

令和4年2月10日

開催場所	本庁 2階 202・203会議室	13:30～15:20
会議名	第19回 伊賀市農業委員会総会	
出席者	吉岡康 森下光 吉岡輝 北出 玉岡 前田 高田 大田 藤室 木下	
	山口 福森 奥沢 坂本 福地 北川 垣内	(計15名)
欠席者	西山 西田 森中 金谷 山本 宮本 森下 森本 中井	
事務局	東 福山 小林 中森	
議 事		
議長	皆様おそろいですので、只今から第19回伊賀市農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。	
事務局	本日も新型コロナウイルス感染症対策として、出席委員について調整させていただいております。総数24名中15名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告させていただきます。	
議長	今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。	
一同	異議なし。	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。15番の福地委員、22番の北川委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。	
議長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」、は何れも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。 賃貸借の合意解約がなされ、報告件数16件、筆数は田38筆、面積は合計49,430㎡についての通知がありましたので報告いたします。 続きまして報告第2号 使用貸借契約の解約による通知についてご説明します。 無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数7件、筆数は田15筆、面積は合計14,643㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議長	以上について、何かご発言はございませんか。	
議長	ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」、は報告のとおりご承知おきください。	
議長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～5について事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	No.1、No.2は譲受人が同一であるため併せて説明させていただきます。新居地区、所在地はNo.1が東高倉の田2筆、畑1筆面積は合計2,134㎡、譲受人は津市の〇〇さん、譲渡人は東高倉の〇〇さん、No.2が東高倉の田1筆、面積は2,394㎡、譲渡人は東高倉の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は23aで取得後は69aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が40年、父が70年、子が5年で常時従事されています。農機具は、田植機とコンバインを各1台、トラクターを2台所有されており、水稻・野菜・果樹を耕作されます。No.1については親子間での生前贈与であり、No.2は現在譲受人が管理していることから取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。	

事務局	No.3 三田地区、所在地は大谷の田3筆、面積は合計1,2414㎡、譲受人は服部町の〇〇さん、譲渡人は山神の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は131a、取得後は143aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が40年、子が26年で常時従事されています。農機具は田植機、トラクター、コンバインを各1台所有されており、水稻を耕作されます。申請地は自宅から車で5分ほどであり取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.4 友生地区、所在地は界外の田1筆、畑2筆、面積は合計2,742㎡、譲受人は界外の〇〇さん、譲渡人は大阪市東淀川区の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は68a、取得後は96aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が20年、妻が10年で常時従事されています。農機具は田植機、コンバインをリースされており、水稻と野菜を耕作されます。申請地は自宅から100mほどで、取得後も効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.5 柘植地区、所在地は柘植町の田2筆、面積は合計2,102㎡、譲受人は柘植町の〇〇さん、譲渡人は柘植町の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は130a、取得後は151aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が50年、子が20年で常時従事されています。農機具は田植機、トラクター、コンバインを各1台所有されており、水稻を耕作されます。申請地は現在も譲受人が管理されていることから取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して新居・三田地区担当委員、友生地区担当委員、柘植地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
前田委員	No.1について説明します。1月27日に現地立会を行いました。譲渡人譲受人が親子の関係で以前から耕作していることから特に問題はございません。
前田委員	No.2について説明します。1月27日に現地立会を行いました。取得する農地は遊水地内にあり、譲受人が既に耕作していることから特に問題はございません。
前田委員	No.3について説明します。1月27日に現地立会を行いました。〇〇が耕作している農地であり、近くの人に渡すことから特に問題はございません。
大田委員	No.4について説明します。1月26日に現地立会を行いました。渡人が遠方に居住しており、後継ぎもないことから土地を管理できないことから、親戚に譲渡すものであり、特に問題はございません。
福森委員	No.5について説明します。1月26日に現地立会を行いました。以前より譲受人が耕作をしており、特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～5について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.1～5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.1～5は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.6～10について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.6 府中地区、所在地は千歳の田1筆、面積は133㎡、譲渡人は大阪府堺市の〇〇さん、譲受人は大阪府藤井寺市の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は60aで取得後は61aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は22年で本人が常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植機を各1台所有されており、粟を耕作されます。申請地は拠点となる西明寺の居宅から車で5分と近隣であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.7 河合地区、所在地は川合の畑1筆、面積は合計271㎡、譲渡人は大谷の〇〇さん、譲受人は川合の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は34aで、取得後37aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は65年で本人及び父が常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植機を各1台リースされており、取得後は野菜を耕作されます。自宅の隣接地であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.8 河合地区、所在地は川合の畑1筆、面積は合計145㎡、譲渡人は大谷の〇〇さん、譲受人は川合の〇〇さんです譲受人の耕作面積は48aで、取得後は49aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は30年で本人及び妻が常時従事されています。農機具はトラクター、草刈り機を所有し、取得後は野菜を耕作されます。自宅に近隣の農地であり、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.9 丸柱地区、所在地は音羽の田2筆、面積は合計924㎡、譲渡人は和歌山県橋本市の〇〇さん、譲受人は音羽の〇〇さんです譲受人の耕作面積は36aで、取得後は45aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は50年で本人が常時従事されています。農機具はトラクター、耕運機、草刈り機を所有し、取得後はナバナを耕作されます。自宅に近隣の農地であり、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.10 玉滝地区、所在地は槇山の田4筆、面積は合計4,574㎡、譲渡人は滋賀県甲賀市の〇〇さん他1名、譲受人は槇山の〇〇さんです譲受人の耕作面積は30aで、取得後は76aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は40年で本人及び妻が常時従事されています。農機具はトラクター、田植機、コンバインを所有し、取得後は水稻を耕作されます。自宅に近隣の農地であり、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して府中地区担当委員、河合・丸柱地区担当委員、玉滝地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
高田委員	No.6について説明します。1月25日に現地立会を行いました。譲受人の住所は遠方ですが、拠点となる居宅から近隣であることから特に問題はございません。
福地委員	No.7について説明します。1月24日に現地確認を行いました。譲受人の自宅が近隣であることから特に問題はございません。
福地委員	No.8について説明します。1月24日に現地確認を行いました。譲受人の自宅が近隣であり、譲受人が現在も耕作していることから特に問題はございません。
福地委員	No.9について説明します。1月24日に現地立会を行いました。譲受人が中山間地域等直接支払制度の中核を担う農業者であり特に問題はございません。
吉岡会長	No.10について説明します。1月26日に現地立会を行いました。譲受人が申請地を請け負い、現在も耕作していることから特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。

議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.6～10について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.6～10について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.6～10は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.11～16について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.11 依那古地区、所在地は才良の田1筆、面積は2,965㎡、譲渡人は才良の〇〇さん、譲受人は、才良の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は168aで取得後の耕作面積は198aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が40年、妻が10年、子も5年農業に従事しており問題ありません。農機具は、田植え機、トラクター、コンバインをそれぞれ1台所有しています。申請地は自宅から車で3分と通作について問題ありません。離農する叔父さんから本家への所有権移転で、取得後は水稻を作付けする予定で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.12 神戸地区、所在地は上神戸の田4筆、畑4筆で、面積は田畑合せて6,765.15㎡、譲渡人は愛知県豊田市の〇〇さん、譲受人は、上神戸の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は355aで取得後の耕作面積は423aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が14年、父、妻も14年、農業に従事しており問題ありません。農機具は、田植え機1台、トラクター3台、コンバイン1台、乾燥機2台、籾摺り機1台、草刈り機 5台を所有しています。申請地は1ヶ所にかたまっておりいずれも自宅から1km以内で通作について問題ありません。申請地は昨年まで貸借により耕作していた農家が離農し、今年度より耕作してくれる農家を探していたところ受人が耕作することになり本申請となりました。もともと住居があった土地の周囲の畑や居宅を解体した跡地であることから一部高木が生育し荒廃していますが、立会の際に開墾して耕作することを確認しました。取得後も水稻、野菜を作付けする予定で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.13 猪田地区、所在地は猪田の田1筆で、面積は782㎡、譲渡人は猪田の〇〇さん、譲受人は、猪田の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は97aで取得後の耕作面積は105aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が60年、妻が50年農業に従事しており問題ありません。農機具は、トラクタ、コンバイン、耕耘機、籾摺り機、乾燥機、選別機をそれぞれ1台、草刈り機を2台所有しています。申請地は自宅から1km以内と通作について問題ありません。申請地は割田になっており、受人が以前から水稻を耕作しており、渡し人が高齢で管理が不能のためこの度以前から耕作している受人が引き受けることになりました。取得後も水稻を作付けする予定で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.14 猪田地区、所在地は山出の田1筆で、面積は1,229㎡、譲渡人は下郡の〇〇さん、譲受人は、猪田の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は86aで取得後の耕作面積は98aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が40年、妻が20年農業に従事しており問題ありません。農機具は、トラクタ、コンバイン、耕耘機、田植え機をそれぞれ1台所有しています。申請地は自宅から徒歩5分と通作について問題ありません。申請地は割田になっており、一方を受人が所有し水稻を耕作しており、渡し人が高齢で管理が不能のためこの度以前から耕作している受人が引き受けることになりました。取得後も水稻を作付けする予定で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.15 猪田地区、所在地は山出の畑1筆で、面積は29㎡、譲渡人は名古屋市南区の〇〇さん、譲受人は、山出の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は28aで取得後の耕作面積は29aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が15年、妻が17年農業に従事しており問題ありません。農機具は、トラクタ、耕耘機、草刈り機をそれぞれ1台所有しています。申請地は自宅の横の畑で通作について問題ありません。申請地は所有者が遠方に居住しており管理ができず居宅の横で、申請地の横の畑も所有している受人が引き受けることになりました。取得後も野菜を作付けする予定で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.16 猪田地区、所在地は上之庄の田2筆で、面積は合計1,399㎡、譲渡人は上之庄の〇〇さん、譲受人は、四日市市の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は164aで親子間の贈与のため取得後の耕作面積は164aと変更なく、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が10年、妻が5年農業に従事しており問題ありません。農機具は、トラクタ、コンバイン、田植え機、乾燥機、をそれぞれ1台所有しています。申請地はいずれも実家から1km以内と通作について問題ありません。親子間の贈与のためこれまでと耕作について変わることがなく、水稻を耕作しており、取得後も水稻を作付けする予定で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して依那古地区担当委員、神戸地区担当委員、猪田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
藤室委員	No.11について説明します。1月27日に現地確認を行いました。譲受人の近隣で耕作しており、特に問題はございません。
木下委員	No.12について説明します。1月25日に現地確認を行いました。譲受人は14年前から近隣で農業を営んでおり幅広く耕作していることから特に問題はございません。
山口委員	No.13について説明します。1月27日に現地確認を行いました。譲受人が既に耕作しており、隣の田と一体的に耕作していることから特に問題はございません。
山口委員	No.14について説明します。1月27日に現地確認を行いました。譲受人が既に耕作していることから特に問題はございません。
山口委員	No.15について説明します。1月27日に現地確認を行いました。譲受人の自宅に隣接し既に耕作していることから特に問題はございません。
山口委員	No.16について説明します。1月27日に現地確認を行いました。親子間の贈与であり特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.11～16について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.11～16について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.11～16は原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.1 依那古地区、所在地は下郡の畑4筆、面積は247.84㎡、転用しようとする地目は宅地です。申請人は猪田の〇〇さん。施設の概要は、農業用倉庫1棟の新築です。申請地は、伊賀鉄道依那古駅から南西に600mに位置する農地で、西に隣接する一団の農地とは土性の違う畑作に適した別の農地集団と判断し、基盤整備されていない狭小の農地であることから、いずれの要件にも該当しないその他の農地第2種農地と判断します。申請地は、もともと住居が立っていた周囲に配置された狭小の畑地で農地として利用することは生産性がなく、周辺には申請人の農舎があるもの手狭になってきたため農舎を新築し、また、農舎へ侵入するためのスペースを設けるもので、今回の転用はやむを得ないものと判断します。土地造成は整地のみです。取水はもともと居宅が立っていたため上水が引き込まれており、農舎の外側に農機具の洗浄用の立水栓を設け、新設した水路を経て道路側溝へ放流します。雨水についても同様です。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。既に農舎が建築されていたため顛末書を添付させての申請です。また、周辺地域に事業説明を行っており、自治会長、水利管理者からの同意も得られており、転用について問題ないものと判断します。
議長	只今の説明に関連して、依那古地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
藤室委員	No.1について説明します。1月27日に現地確認を行いました。倉庫が既に建っており、200㎡未満の農舎として扱えるが本人の希望により転用申請が提出されたものであり、特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～6について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 新居地区、所在地は東高倉の田1筆、面積は1,160㎡、譲受人は大阪府中央区の株式会社〇〇代表取締役〇〇さん、譲渡人は緑ヶ丘南町の〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は伊賀鉄道新居駅から東へ200mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断します。申請地は圃場整備されていない生産性の低い農地で周囲も太陽光発電施設が増えてきており転用はやむを得ないと判断します。工事計画は令和4年1月30日から令和4年4月30日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透の計画です。太陽光パネルを504枚設置し、設置割合は40%を超えています。なお、本申請はフィット法によらない太陽光発電施設となっております。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	<p>No.2 柘植地区、所在地は柘植町の田7筆、面積は合計16,786㎡、譲受人は大阪市東住吉区の〇〇代表取締役〇〇さん、譲渡人は柘植町の〇〇さん他5名です。施設の概要は、自社工場、駐車場及び道路として利用するものです。申請地は、JR柘植駅から西へ約1.5kmに位置する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地となりますが、農地法施行規則第35条第5号による既存の施設の拡張であり、既存施設の敷地面積38,660.04㎡の2分の1を超えないものであることから、例外的に許可できるものとなります。また令和2年9月7日付けで農用地区域からも除外が認められております。申請地は譲受人の事業所と道路を挟んで隣接することから利便性が良く、既存施設の南側には柘植中学校があり、敷地拡張のための代替地がないことから今回の農地転用はやむを得ないものと判断します。工事計画については、令和4年5月1日から令和5年10月末までの計画となっており、都市計画法による開発許可と農地法との同時許可になります。土地造成は平均1.7m盛土を行い、周囲はL型擁壁を設置します。取水は南側道路から引き込み、汚水排水は浄化槽を設置し倉部川へ放流します。雨水は敷地内で集水し地下調整池へ放流した後、放流量を調整し倉部川へ放流します。今回敷地面積が10,000㎡を超えているため、排水にかかる水利計算書が添付されております。区や周辺の隣地土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はないと判断します。</p>
事務局	<p>No.3 府中地区、所在地は千歳の田3筆、面積は合計1,629㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲受人は大阪府藤井寺市の〇〇さん、譲渡人は大阪府堺市の〇〇さん他1名です。施設の概要は、資材置場として利用する計画です。申請地は、名阪国道一之宮インターチェンジ横の登りOFFランプ横の側道に隣接する農地で、周囲を宅地及び名阪国道、交通量の多い道路で囲まれており10ha未満の小規模な農地集団であることから第2種農地と判断します。申請地は一部水稻を耕作していますが、譲受人の経営する会社の資材置場として活用するというので、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より1年間の計画です。取水はなく排水は雨水のみで既設側溝へ放流する計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.4 河合地区、所在地は馬田の畑1筆、面積は145㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は馬田の〇〇さん、譲受人は馬田の〇〇さんです。申請地は伊賀市役所阿山支所から北東へ900に位置し施設の概要は、車庫及び農業用資材置場として利用する計画です。周囲を宅地等で囲まれており基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。現在の駐車場が手狭になっており、隣接する農地を駐車場として活用するというので、今回の転用はやむをえないと判断します。工事計画は許可日から3カ月の計画です。取水はなく排水は雨水のみで既設水路へ放流する計画です。地元地区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
	<p>No.5 上野地区、所在地は西明寺の田1筆、面積は532㎡、転用しようとする地目は宅地です。使用貸人は西明寺の〇〇さん、使用借人は西明寺の株式会社〇〇代表取締役〇〇さん、施設の概要は、借人が営む電気電子部品の倉庫及び駐車場として利用するものです。申請地は、伊賀市役所から北東1kmに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。申請地は、開発が進み集合住宅など住宅の建築が進んでいる地域で農地として利用することは生産性がなく、借人の会社敷地に囲まれている土地で電気電子部品の倉庫として利用することが合理的で当該農地に代えて申請の目的を達成できる土地が他になく、今回の転用はやむを得ないものと判断します。住宅地にある変則な形の田を倉庫部分のみ分筆して利用するもので、土地造成は整地のみ。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透する計画です。資金計画については、既に倉庫、駐車場として利用しているため不要です。既に倉庫が建築されていたため顛末書を添付させての申請です。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、周辺地域に事業説明を行っており、転用について問題ないものと判断します。</p>

事務局	No.6 神戸地区、所在地は下神戸の畑1筆、面積は95㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は下神戸の〇〇さん、譲受人は地縁団体〇〇の代表者〇〇さん。施設の概要は資材置場として利用するものです。申請地は、伊賀消防署丸山分署から東におおむね300mに位置した、川と宅地、山林に囲まれた基盤整備されていない生産性の低い一団の農地でいずれの要件にも該当しないその他の農地で第2種農地と判断します。当該農地は、丸山集会場の南側に隣接する土地で、川、宅地に囲まれ申請地と隣の畑のみが農地として残っており、利便性が悪く、所有者から下神戸区に寄付され区の資材置場として利用されるもので、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。既にパイプやブロック、プランターなど区の資材が置かれており、転用は確実に行的られるものと思われます。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、取水は無く、排水は雨水のみで西側の水路及び南側の川へ放流する計画となっております。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。既に資材置場として利用されていたため顛末書を添付させての申請です。隣接農地所有者にも承諾済みで、また、区長からの同意も得られており、転用について問題ないものと判断します。
議長	只今の説明に関連して、新居地区担当委員、柘植地区担当委員、府中地区担当委員、河合地区担当委員、上野地区担当委員、神戸地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
前田委員	No.1について説明します。1月27日に現地確認を行いました。譲渡人が高齢であり、農地を管理できていなかったことから太陽光発電施設に転用することはやむを得ないと判断しました。
福森委員	No.2について説明します。1月26日に現地確認を行いました。地元から同意を得られており、特に問題はございません。
高田委員	No.3について説明します。1月25日に現地確認を行いました。譲受人の所有地の隣接地であり、特に問題はございません。
福地委員	No.4について説明します。1月24日に現地確認を行いました。現地に境界が明示されており、特に問題はございません。
玉岡委員	No.5について説明します。1月25日に現地確認を行いました。昭和25年に倉庫が建設され、建物登記が未登記であったものを今回顛末書付きで申請するものであり特に問題はございません。
木下委員	No.6について説明します。1月25日に現地確認を行いました。公民館に隣接する農地で、地区の資材置場として利用するものであり、特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～6について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.1～6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.1～6は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして議案第4号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第4号No.1～2について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.1 府中地区、所在地は山神の畑1筆、面積は111㎡、現況地目は宅地です。願出者は上友田の〇〇さんです。場所は、府中地区市民センターから北西に約900mに位置する土地で、周囲の状況から、周囲を宅地等に囲まれた狭小な農地であることから第2種農地と判断します。当該農地は、昭和44年に倉庫を建設されており、当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.2 上野地区、所在地は上野桑町の畑1筆、面積は115㎡現況は宅地で、居宅が建築されています。願出人は奈良県橿原市の〇〇さんです。場所は、名阪国道上野東ICから北500mに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。申請地は、昭和46年3月に居宅を建築し、建築年の記載された家屋登記事項証明書と写真を添付して申請されました。現地調査を行ったところ登記事項通り建築物があり20年以上の経過は明らかで、農地に戻すことは困難であり、非農地として問題ないと判断します。
議長	只今の説明に関連して、府中地区担当委員、上野地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
高田委員	No.1について説明します。1月25日に現地確認を行いました。昭和44年に倉庫が建設され農地に復旧することが困難であることから、特に問題はありません。
玉岡委員	No.2について説明します。1月25日に現地確認を行いました。昭和46年に自宅が建設され農地に復旧することが困難であることから特に問題はありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第4号No.1～2について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第4号No.1～2について、原案のとおり非農地として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号No.1～2は原案のとおり下付することに決定しました。
議長	続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定117件、再設定103件で、田215筆、畑5筆で合計220筆。計画面積は合計373,890㎡です。 (利用権全体説明) ○農地売買等事業 総会資料85ページをご覧ください。整理番号166 所有権の移転を受けるものは羽根の〇〇さん、所有権を移転するものは松阪市の公益財団法人 三重県農林水産支援センター 理事長 村上 亘さん、所有権を移転する土地は羽根地内の田1筆、面積は3,210㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和4年3月3日を予定しています。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。
北川委員	圃場整備事業が終わった後の所有権はどうなるのか？
事務局	現在所有する面積に応じて配分する予定で、小さい農地は現金を支払う予定。
北出委員	土地改良区はできているのか？
事務局	設立予定で進められている。

一同	意見なし
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第5号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第5号は、計画案のとおり意見の決定をすることに決定しました。
議長	つづきまして、事務局から「3. その他」の事項について説明願います。
事務局	農地パトロールについて残りの期間で再度回っていただくよう依頼。
議長	以上で本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議長	ご意見が無いようですので、以上をもちまして、伊賀市農業委員会第19回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和4年4月7日

会長

吉岡 康夫

Ⓜ

議事録署名者

福地 和幸

Ⓜ

議事録署名者

北川 俊一

Ⓜ